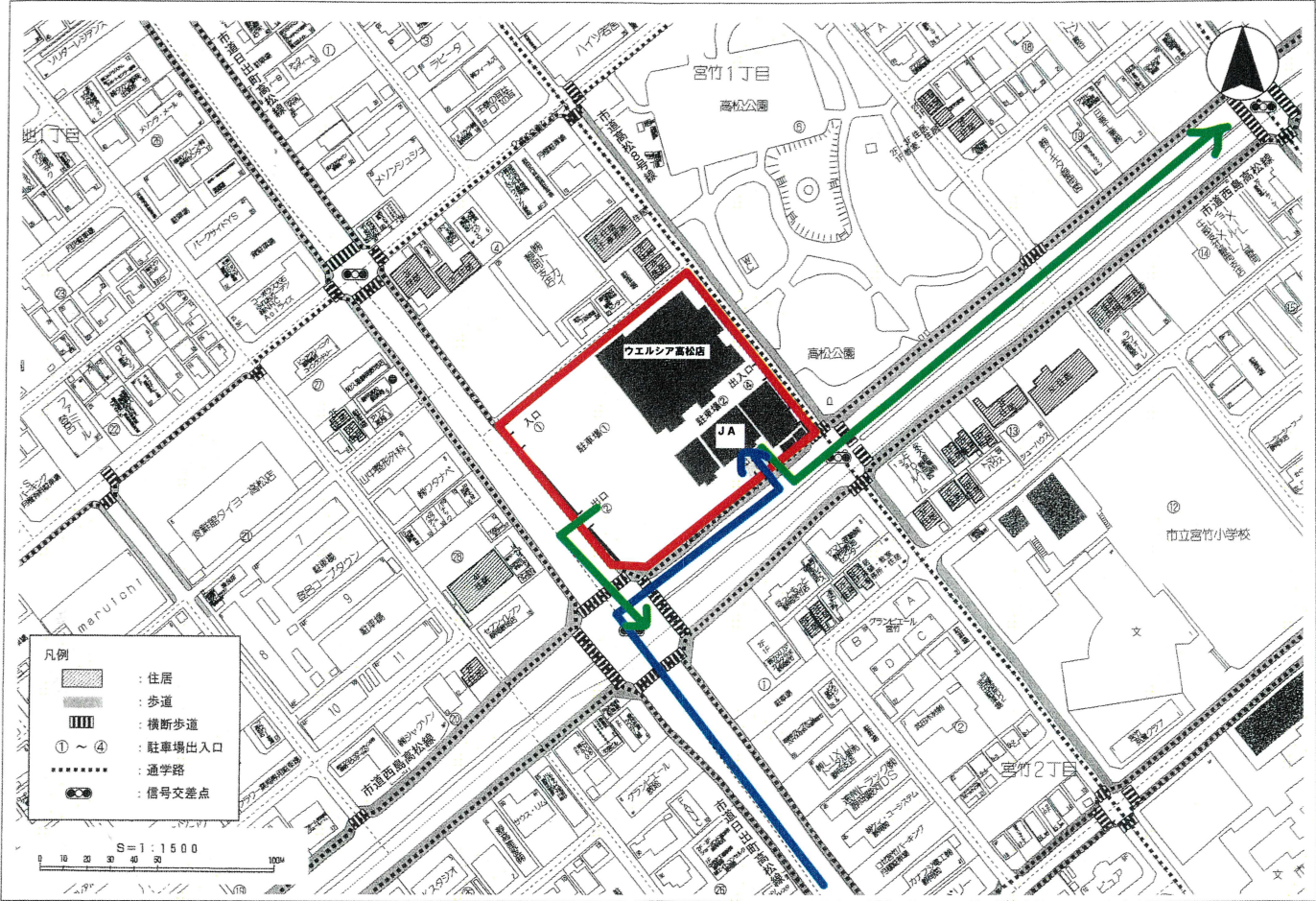


大規模小売店舗立地法に基づく届出等の要旨の掲示

令和8年6月25日付けで大規模小売店舗立地法第6条2項の規定による変更の届出を提出しましたので、静岡市大規模小売店舗立地法運用要綱第10条第2項の規定により届出等の要旨を掲示します。

届出に係る 大規模小売店舗	名 称	J A 静岡市高松支店、ウエルシア静岡高松店		
	所在地	静岡市駿河区宮竹 1-5-35 外		
設置者	氏名（名称）	静岡市農業協同組合 代表理事組合長 三津山 定		
	住 所	静岡市駿河区曲金五丁目 4 番 70 号		
	電話番号	054-288-8411		
変更事項 駐車場の 自動車の 出入口の数 及び位置	変更前		変更後	
	出入口の数及び位置		出入口の数及び位置	
	駐車場①	入口① 出口② 出入口③	駐車場①	入口① 出口②
	駐車場②	出入口④	駐車場②	出入口④
	合計	4 箇所	合計	3 箇所
変更する年月日	令和 8 年 7 月 1 日			
問い合わせ先	連絡先 電話番号	静岡市農業協同組合 企画部 企画課 課長 大村和正 054-288-8412		

配置図（変更前）



変更内容：出入口③の封鎖
（工事車両専用の出入口となります）

配置図（変更後）

